

# 田布施町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	14,033 人	6,999,082 千円	185,642 千円	1,243,869 千円	17.8 %	16.5 %

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

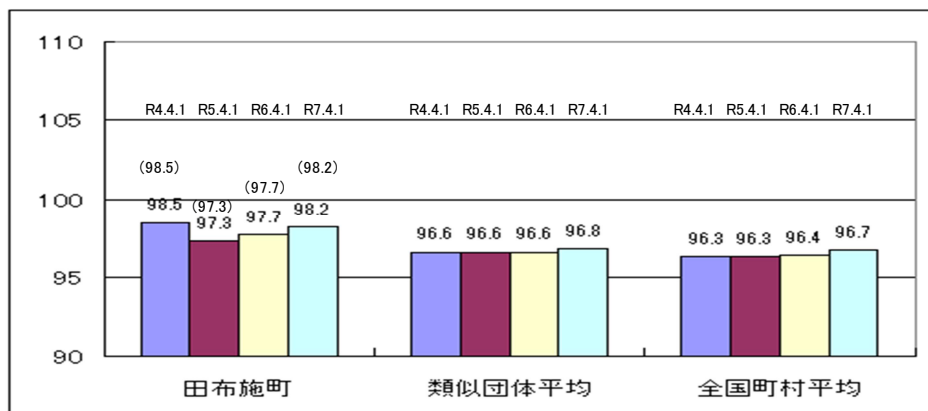
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	125 人	458,330 千円	58,855 千円	188,487 千円	705,672 千円	5,645 千円	5,921 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

人事院勧告に伴う給料表の改定及び若年層の退職により年齢構成が変化したため。

#### (4) 給与改定の状況

人事委員会なし

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

##### ②地域手当の見直し

地域手当の支給 なし

##### ③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

#### (6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
田布施町	41.3歳	315,975円	352,845円	338,121円
山口県	42.9歳	333,873円	405,293円	359,414円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.0歳	320,372円	372,776円	348,009円

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		田布施町	山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	227,500円	227,500円	220,000円
	高 校 卒	196,200円	196,200円	188,000円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

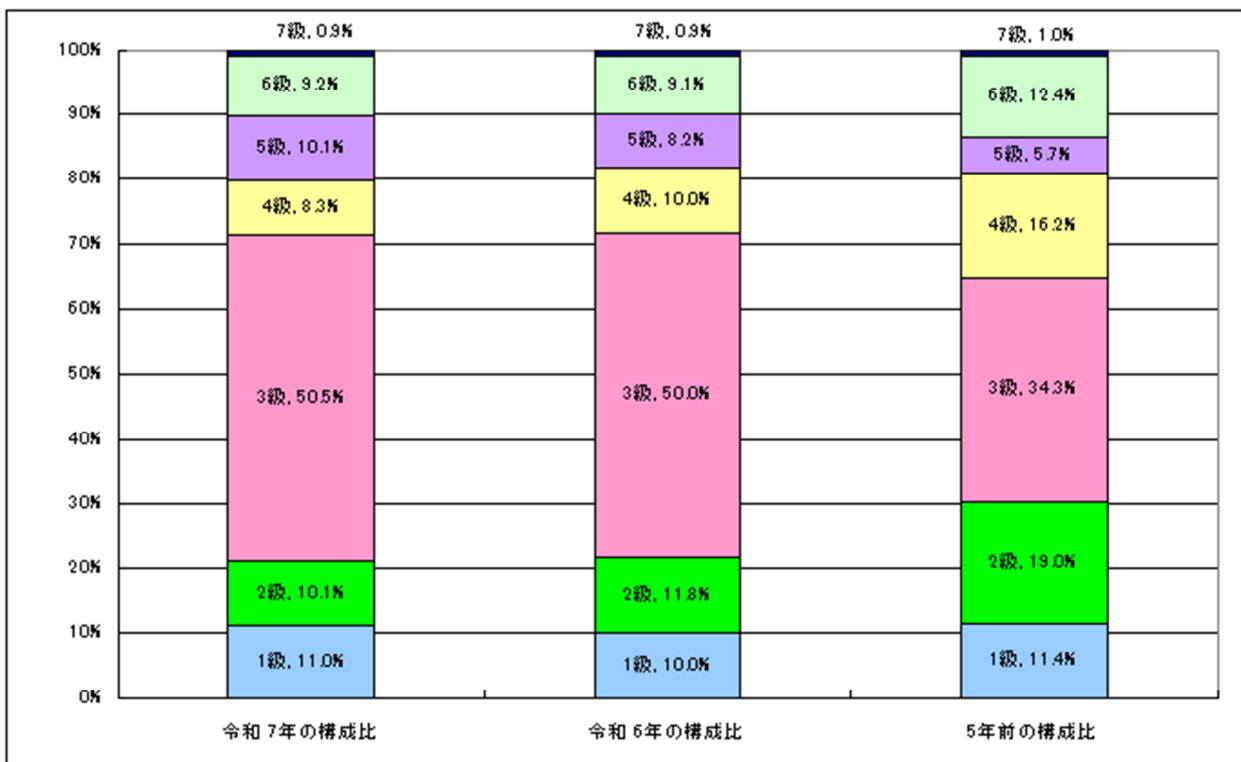
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	286,672円	339,425円	380,678円	391,960円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

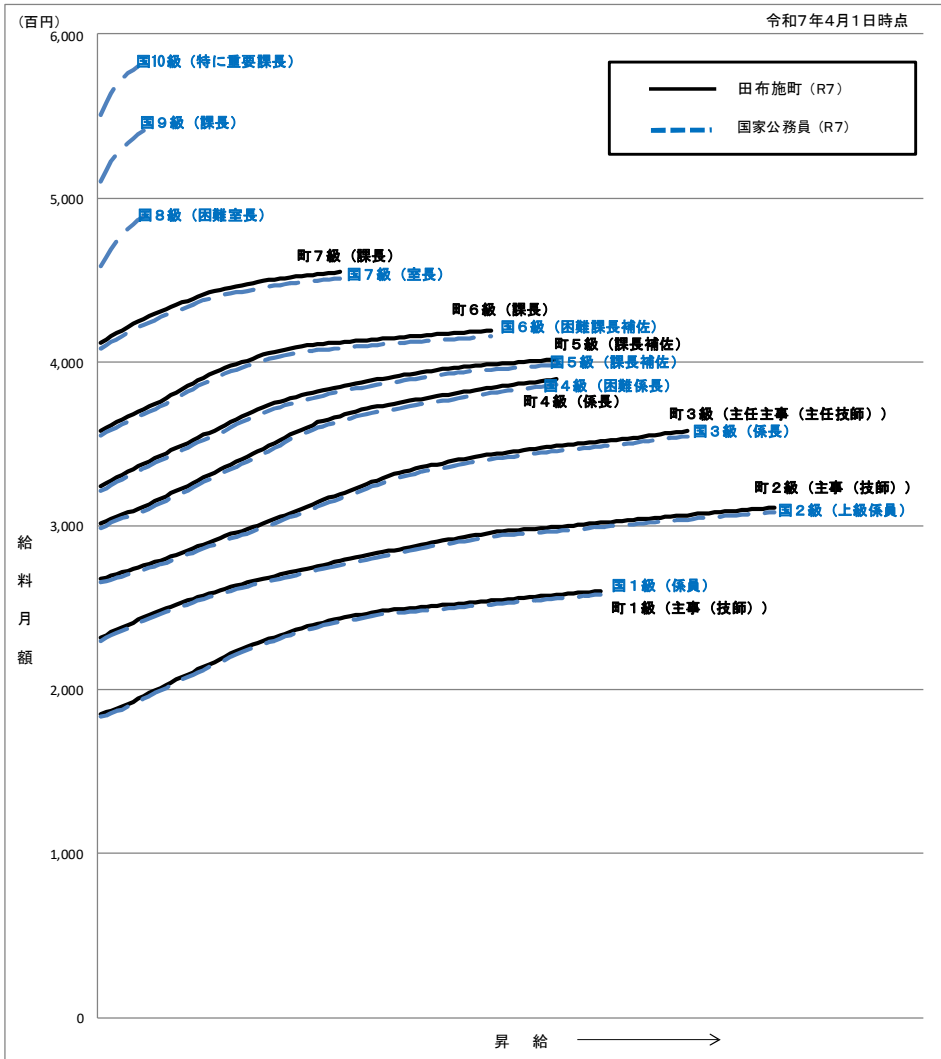
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	・主事又は技師の職務	人 12	% 11.0	円 185,100	円 260,300
2級	・主事又は技師の職務 ・主任の職務	人 11	% 10.1	円 232,000	円 311,100
3級	・主任主事又は主任技師の職務 ・係長の職務 ・主査の職務 ・困難な業務を所掌する主任の職務	人 55	% 50.5	円 267,600	円 357,700
4級	・困難な業務を所掌する係長の職務 ・課長補佐又は技術補佐の職務	人 9	% 8.3	円 301,400	円 389,400
5級	・困難な業務を所掌する課長補佐又は技術補佐の職務 ・主幹又は技幹の職務	人 11	% 10.1	円 324,000	円 401,500
6級	・困難な業務を掌理する主幹又は技幹の職務 ・課長の職務	人 10	% 9.2	円 358,200	円 419,200
7級	・困難な業務を掌理する課長の職務	人 1	% 0.9	円 411,900	円 454,700

- (注) 1 田布施町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成28年に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（田布施町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

田布施町	山口県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,522千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,815千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分  （支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由）	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%  （国を上回る加算措置となっている場合、その理由）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15、25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（田布施町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

田 布 施 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率 83.7/100 (国を上回る割合としている場合、その理由)			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） (退職時特別昇給 なし) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり			—		
平均支給額 2,165千円 21,595千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		49千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		4,830円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		7.0%		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務外勤手当	業務従事職員	滞納処分、差押執行事務、特命調査事務	13千円	日額 300円
防疫手当	業務従事職員	感染症患者接触	0円	日額 300円
		消毒作業	0円	日額 300円
		口蹄疫、鳥インフルエンザによる家畜のと殺、焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒作業	0円	日額 400円 (著しく危険であると町長が認めた場合800円)
救護手当	業務従事職員	行旅病人取扱作業	0円	日額 300円
		精神障害者、めいいてい者取扱作業	0円	日額 300円
死体取扱手当	業務従事職員	死体収容処理作業	0円	日額 2,000円

野犬等捕獲死体処理手当	業務従事職員	野犬、猪等の捕獲及び死体処理作業	36千円	日額	300円
下水道管理手当	業務従事職員	下水道管の管理作業	0円	日額	300円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	25,561千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	204千円
支給実績（5年度決算）	22,094千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	178千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

### (6) 寒冷地手当（7年4月1日現在）

該当なし

### (7) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 配偶者以外 ①子 1人につき10,000円 ②①以外（父母等）1人につき 6,500円 ③満16歳の年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	異なる	1 配偶者 3,000円 2 配偶者以外 ①子 1人につき 11,500円	14,467千円	233,330円
住居手当	1 借家 ①月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円 ②月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃（家賃額-23,000円）×1/2 + 11,000円 ③月額55,000円以上の家賃 27,000円 2 単身赴任に係る配偶者等の居住する借家、借間 上記により算出される額の1/2に相当する額	異なる	1 借家 ①月額27,000円以下の家賃 家賃額-16,000円 ②月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃（家賃額-27,000円）×1/2 + 11,000円 ③月額61,000円以上の家賃 28,000円	7,958千円	284,213円

通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃相当額 (限度額55,000円) 2 交通用具利用者 距離により 2500円～16,000円	異なる	1 交通機関等利用者 運賃相当額 (限度額150,000円) 2 交通用具利用者 距離により 2,000円～ 31,600円	8,820 千円	89,089 円
管理職手当	課長(7級) 月額 44,000円 課長(6級) 41,000円 主幹・技幹(6級) 33,000円 主幹・技幹(5級) 32,000円 園長(5級) 32,000円	異なる	職員の属する級および職区分に応じ 46,300円～ 139,300円	6,468 千円	462,000 円
休日勤務手当	1 時間単価の135/100	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	週休日又は休日等に勤務した場合、勤務1回につき 2～6時間 6,000円 6時間超 8,000円 週休日等以外の深夜の場合 2時間以上 3,000円	異なる	週休日又は休日等に勤務した場合、勤務1回につき 6,000～18,000円 (6時間超は150/100を乗じる) 週休日等以外の深夜の場合、勤務1回につき 3,000～9,000円	30 千円	10,000 円
単身赴任手当	官署を異にする異動に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす場合 月額 30,000円	異なる	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転又は採用に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす場合 基礎額30,000円に距離に応じて最高70,000円を加算	0 千円	0 円

※休日勤務手当については、時間外勤務手当に計上している。

## 5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	706,000 円	( ) 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	577,000 円		855,000 円 / 382,500 円	680,000 円 / 430,400 円
報 酬	議 長	278,000 円	( ) 円	408,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	224,000 円	( ) 円	342,000 円 / 180,000 円	
	議 員	205,000 円	( ) 円	323,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長	(6年度支給割合)			
	副 町 長	3.40 月分			
退 職 手 当	議 長	(6年度支給割合)			
	副 議 長	3.40 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	706千円×在職年数× 500/100	14,120千円	任期ごと又は通算	
	備 考	577千円×在職年数× 300/100	6,924千円	任期ごと又は通算	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

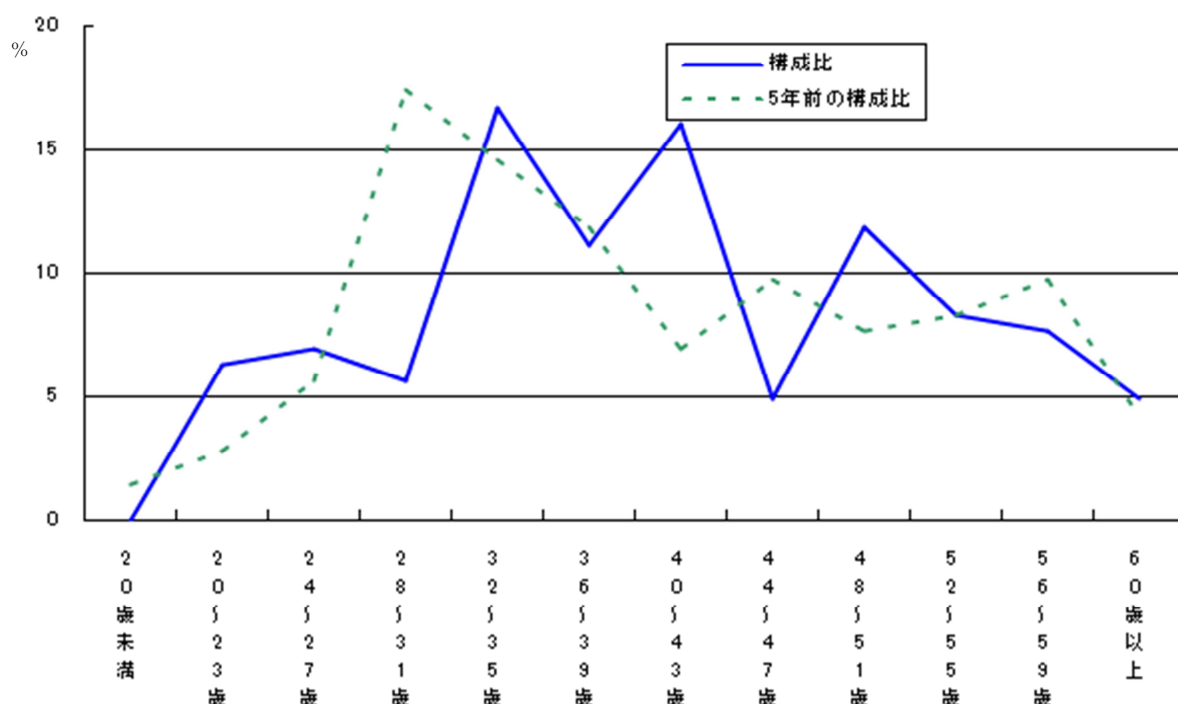
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総務企画	38	36	△2	育休△2
		税 務	12	12		
		民 生	25	26	1	人員配置の調整+1
		衛 生	8	8		
		労働	—	—		
		農林水産	9	9		
		商 工	3	4	1	人員配置の調整+1
		土 木	11	11		
		計	108	108		<参考> 人口1万当たり職員数76.96人 (類似団体の人口1万当たり職員数90.31人)
	教育部門	17	17			
	消防部門	—	—			
	小 計	125	125		<参考> 人口1万当たり職員数89.08人 (類似団体の人口1万当たり職員数109.63人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	—	3	3	田布施・平生水道企業団の解散及び柳井地域広域水道企業団の新設に伴う出向解除	
		下 水 道	5	4	△1	人員配置の調整△1
		国 保 等	13	12	△1	育休△1
	小 計	18	19	1		
合 計		143 [ 150 ]	144 [ 150 ]	1 [ ]	<参考> 人口1万当たり職員数102.62人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	10人	8人	24人	16人	23人	7人	17人	12人	11人	7人	144人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	107	107	108	112	108	108	1 (0.9%)
教育	19	19	19	16	17	17	△2 (△10.5%)
消防							(%)
普通会計計	126	126	127	128	125	125	△1 (△0.8%)
公営企業等会計計	18	17	17	18	18	19	1 (5.6%)
総合計	144	143	144	146	143	144	(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

**7 公営企業職員の状況**

該当なし